



1 川崎市地域防災計画について

- 川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。
- 川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し事業を行うにあたっての指針であり、次の各編で構成されています。

震災対策編

風水害対策編

都市災害対策編

地区防災計画編

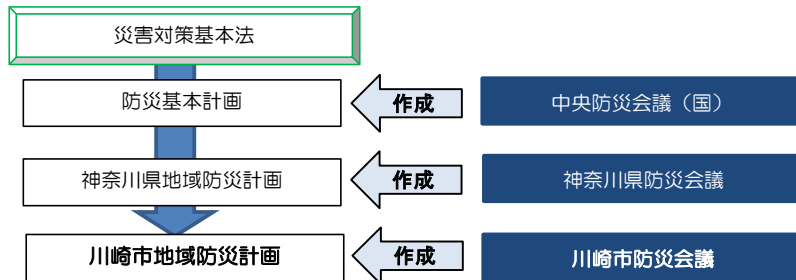
資料編

参考 これまでの修正

- ・令和7年3月 震災対策編の修正、地区防災計画編の新設
能登半島地震の課題を踏まえた支援物資受援体制の見直し等に伴う修正
地区防災計画の策定に伴う地区防災計画編の新設
- ・令和4年3月 風水害対策編の修正
災害対策基本法等の改正に伴う修正（避難情報の修正、災害時個別避難計画の作成等）
- ・令和2年6月 風水害対策編の修正
令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえた修正等
- ・令和2年3月 震災対策編・風水害対策編の修正
救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等

2 川崎市地域防災計画の体系及び構成

- 川崎市地域防災計画は、国の防災基本計画に基づき作成する神奈川地域防災計画等と整合を有する計画で、災害発生時の未然防止や被害の軽減を目的とした「予防計画」、初動体制や情報通信体制等を定めた「初動対策計画」、災害発生から応急対策の終了に至るまでの対応を定めた「応急対策計画」、被災者の生活支援や施設の災害復旧を定めた「復旧計画」等で構成されます。



主な構成	主な内容
予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
初動対策計画	初動体制や、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応急対策計画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
復旧計画※	被災者の生活支援、公共施設の災害復旧等について定める。
南海トラフ地震に係る対応（震災対策編のみ）	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に市及び防災関係機関等が行う対応等について定める。

※ 震災対策編については、復旧計画に加え、復興体制についても規定

3 今年度の主な修正事項

- 安全で衛生的なトイレ環境の確保など「**能登半島地震の課題**」、気候変動に伴う風水害対応など「**近年の防災を取り巻く状況**」、被災者に対する福祉的支援の充実など「**災害対策基本法等の改正**」を踏まえ、今年度は、「**震災対策編**」及び「**風水害対策編**」の修正を行いました。
- 地域防災計画の修正にあたり、各区の自主防災組織への訪問を順次実施し、地域からの御意見を聴取するとともに、防災対策検討委員会において学識者の専門的な知見を伺い、修正案をとりまとめました。



地域との連携による支援物資輸送訓練の様子

（1）能登半島地震の課題を踏まえた修正

① 安全で衛生的なトイレ環境の確保について（震災対策編・風水害対策編）

能登半島地震や過去の大規模災害においても課題となった災害時のトイレ対策について、**避難所等へのマンホールトイレの整備など、安全で衛生的なトイレ環境の確保に向けた基本的な考え方**などを追加しました。



マンホールトイレの使用状況（熊本市）



東日本大震災で使用されたマンホールトイレ（宮城県東松島市）

（出典：国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（2025年版）」から抜粋）

- ※ 能登半島地震において、災害時要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティの方など）への配慮について課題が生じたため、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努めることを総則部分に追加しました。



3 主な修正事項（つづき）

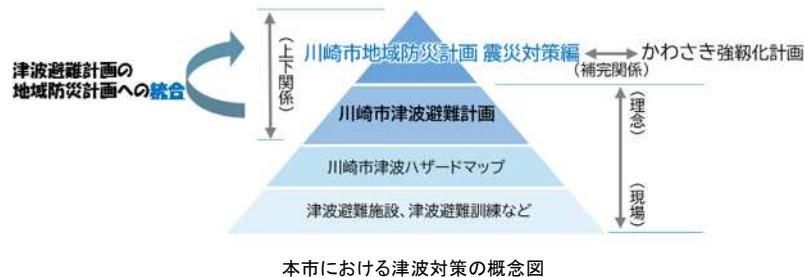
（２）近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正

- ① 近年の気候変動に伴う風水害対応について〔風水害対策編〕
局地的な短時間での降雨による浸水被害の発生など、これまでの予想を超える風水害が発生している状況を踏まえ、次の内容を追加しました。
- ア 被害情報等の迅速な集約など総合防災情報システムの効果的な活用
避難所の情報収集、避難情報の発令などのこれまでの活用に加え、短時間で急激に変化する降雨など、事前の気象予測が困難な場合における被害情報等の迅速な集約及び全体像の把握等への活用
- イ 市民への適切な避難行動の啓発
ハザードマップによる地域の浸水リスクの確認など、発災時の状況に応じた適切な避難行動の啓発



令和7年9月の大雨時の状況

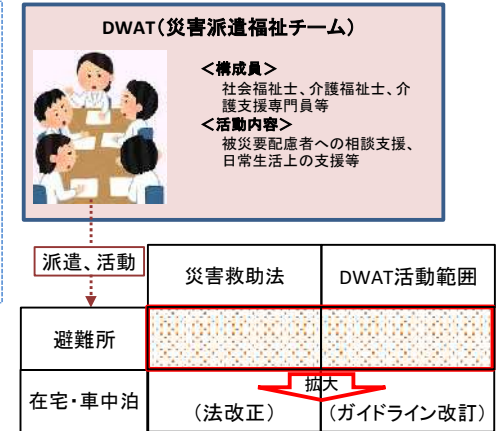
- ② 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について〔震災対策編〕
昨年3月に公表された国の南海トラフ地震被害想定や昨年8月に改訂されたガイドラインの内容を踏まえ、臨時情報発表時の対応（備えや催事の考え方）について、具体化しました。
- ③ 津波避難計画の地域防災計画への統合について〔震災対策編〕
能登半島地震やカムチャツカ半島付近の地震による津波の発生など、津波避難対策は本市の防災対策においても重要な位置付けとなっています。
このため、より多くの方に津波避難対策を知っていただき、被害の軽減につなげるため、これまで個別計画として位置付けてきた「津波避難計画」を、上位計画である地域防災計画に統合することとしました。



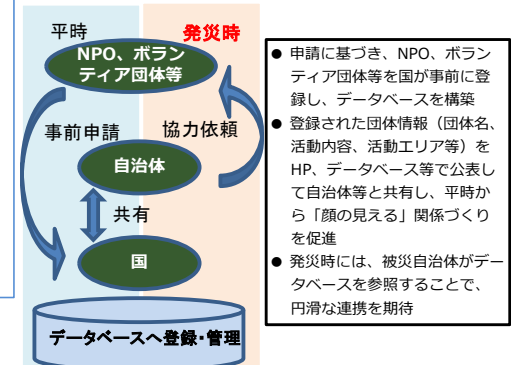
- ④ 国の富士山噴火の降灰対策ガイドラインの公表に伴う降灰対策について〔風水害対策編〕
富士山噴火を想定したこれまでの情報収集体制や他自治体との連携体制の構築等の取組に加え、除灰作業や応急対策などを現場で行う職員等の健康被害防止に向けた備蓄品の確保や市民啓発について追加しました。

（３）災害対策基本法等の改正による修正

- ① 被災者に対する福祉的支援等の充実について〔震災対策編・風水害対策編〕
災害対策基本法及び災害救助法の一部改正により、これまで対象外であった在宅などで避難生活をしている高齢者や障害者の相談対応など「福祉サービス」の提供が新たに救助対象項目に追加されるとともに、福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣範囲が拡充されたことによる修正を行いました。



- ② 「被災者援護協力団体」の登録制度の活用について〔震災対策編・風水害対策編〕
災害対策基本法及び災害救助法の一部改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等の国の登録制度が創設され、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることが可能になったことを受け、登録制度の活用について追加しました。



（４）その他

神奈川県地域防災計画との整合や、市の組織改正などに伴う時点修正を行いました。

参考 策定の経過等

令和7(2025)年11月20日	総務委員会 所管事務報告(修正素案の報告)
12月5日	パブリックコメント手続(令和8年1月15日まで実施)
令和8(2026)年3月12日	総務委員会 所管事務報告(パブリックコメントの実施結果及び修正案の報告)
令和8(2026)年3月23日	川崎市防災会議(計画の決定) 計画公表、議会机上配布、報道発表